



職員の生活実態を踏まえた、血の通った是正措置を講じてこそ、「人事勧告の趣旨の則った」改定といえます。

そうして見地から、不利益変更の是正を求めて法人との協議を続けていきます。

私たちが2016年12月26日付で申し入れた「団体交渉要求書」に対して、法人側から年明け1月6日付けのメールで、「まずは、人材開発部との予備交渉を行いたい」との回答があり、1月13日（木）17時より約40分間にわたって予備交渉を行いました。

組合側からは、近藤委員長、亀山書記長、河西書記次長、人見中央執行委員の4名が、法人側からは人事開発部長はじめ6名の本部職員が出席しました。

予備交渉の目的は、「1月初旬に開催」を要求している本交渉（団体交渉）において**不利益変更を是正するための必要な措置について十分な協議を行う前提として、**

- (1) 扶養手当改定に関わる不利益変更について、その程度、必要性・相当性
 - (2) 個人評価を昇給・勤勉手当に反映するという改定の必要性・相当性
- の2点について、法人側からの丁寧な説明を求めることにありました。

(1)の点について、法人側を代表して人事開発本部長が、今回の扶養手当改定で、①配偶者手当を他の扶養親族に係る手当額と同額に減額（配偶者：13500円→6500円）し、子に係る手当の増額（6500円→10000円）②職員に配偶者がいない場合の扶養家族1人に係る手当（11000円）の廃止は、**人事院勧告の趣旨に則り、勧告を全面実施するためである、との説明がなされました。**

しかし、教授に限って、「他の扶養親族に係る手当額と同額」ではなく減額（配偶者：13500円→3500円、父母：6500円→3500円）する点については、さすがに「①女性の就労をめぐる状況の変化への対応 ②少子化対策」という勧告の趣旨から改定の必要性・相当性を説明することは難しく、**勧告の全面実施のために必要な原資を確保するためであることを事実上認めざるを得ませんでした。**つまり、教授は「いい給料をもらっているから、手当が多少減額されたからといって、生計維持が困難にはならないはず」という認識であることもわかりました。

これに対し、組合側からは、「役職手当等が基本的に支給されている国家公務員の高位級者とは異なり、ほとんどの教授はそのような手当とは無縁であり、**最大で月額15500円の減額は、まさに死活問題である**」と反論しました。

その後、法人側から、不利益の程度をまとめた資料（「資料1」3頁参照）が配布され、扶養手当受給者（773人）のうち、改定によって「増額となる職員」は445人、

「減額となる職員」は320人、「同額の職員」は8人となることが判明しました（つまり41.4%の職員が減額）。

これでは、扶養手当支給のそもそもの趣旨である「③扶養親族を有することによる増嵩の補助」に反する改定と言わざるをえません。

今回の予備交渉によって明らかになった制度的な矛盾と問題点をより鮮明にするために、法人側から示されたデータをもとに組合独自に作成したのが「表1」（4頁参照）です。

データの分析を通して明らかになった改定後の状況と問題点を列挙します。

- 1) 教授、教授以外を問わず、「配偶者のみ」または「配偶者+子1人」の場合（教授では「配偶者+子ども2人」の場合も）減額となり、該当者272人に及ぶ。
- 2) 教授にあっては、「配偶者と父母等1人」の場合は月額12500円の減額、「配偶者と父母等が2人以上」の場合は15500円の減額というように、不利益の程度は甚だしくなっている。認知症などで終日の介護を必要とする高齢者を抱える家庭の場合、配偶者が働きに出ることが困難であることは容易に想像できる。①の趣旨による改定のための原資を、こうした職員の手当を減額することで確保するというのは、扶養手当のそもそもの趣旨（③）に反している。
- 3) 改定により、「Ⅱ」のグループ（配偶者がいるが、就労している）と「Ⅲ」のグループ（配偶者がいない）の手当が同額となる。「Ⅲ」に比べて「Ⅱ」のグループの増額額が大きくなっているだけでなく、「Ⅲ」のグループでは、減額となるケース（子1人、子1人+父母等1人、父母等）もみられ、該当者は45人に及ぶと想定されている（最大、月額7500円の減額）。たしかに、「配偶者がなく親族を扶養する職員」は全体から見ると少数だが、離婚、死別などの理由からどの職員も該当者になる可能性はある。このグループは、減額されても、配偶者がいないため、①による収入増は見込めない。にもかかわらず、改定は、こうした職員の声に耳をかたむけることなく不利益を迫る制度となっている。子に係わる扶養手当を充実させる必要性がより高いと考えられる「Ⅲ」のグループよりも、「Ⅱ」のグループのほうに手厚くなるような改定は、②③の趣旨に明らかに反している。

本日（17日、火曜日）17時40分 ～ 団体交渉

焦点は、私たちの主張に対して、法人側が、原案のままの全面実施に固執するのか、それとも、是正・緩和につながる回答を引き出されるかどうか、にあります。

法人側は、19日（木）に予定されている役員会で、この改定を承認したい意向のようです。しかし、このような矛盾・問題点が明らかになった以上、声を上げないわけにはいきません。

法人側との協議に向けて、組合員のみなさんの声を届けるため、団体交渉に参加してください。参加可能な組合員は、中央執行委員までご連絡ください。

本部 4階 大会議室前に17時半にご参集ください。

資料 1

H28人事院勧告に伴う人件費影響額

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
人件費全体の増額	1.08億円	1.08億円	1.08億円	1.08億円	1.08億円

うち扶養手当額の変更に伴う人件費影響額

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度
扶養手当額大学合計	15,115,000	15,262,500	15,733,500	15,283,500	15,283,500
H28との差額	-	147,500	618,500	168,500	168,500
配偶者等に係る扶養手当額	6,539,500	5,109,500	3,438,500	2,988,500	2,988,500
H28との差額	-	▲1,430,000	▲3,101,000	▲3,551,000	▲3,551,000
子に係る扶養手当額	8,575,500	10,153,000	12,295,000	12,295,000	12,295,000
H28との差額	-	1,577,500	3,719,500	3,719,500	3,719,500

扶養手当受給者 773人 (内訳) 増額する職員 445人
減額する職員 320人
同額の職員 8人

扶養する親族のパターンの該当人数及び現行とH32年度以降の手当額の差額

	教授以外		教授		配偶者がいない場合	
配偶者のみ		▲6,500円		▲9,500円		
配偶者+子1人	146人	▲3,000円	126人	▲6,000円		
配偶者+子2人		500円		▲2,500円		
配偶者+子3人	167人	4,000円	11人	1,000円		
配偶者+子4人		7,500円		4,500円		
配偶者+父母等1人		▲6,500円		▲12,500円		
配偶者+父母等2人	4人	▲6,500円		-		
配偶者+子1人+父母等2人		0円	4人	▲12,000円		
配偶者+子2人+父母等1人	8人	500円		-		
配偶者+子2人+父母等2人		500円		-		
配偶者+子3人+父母等2人		4,000円		-		
子1人		3,500円		3,500円	25人	▲1,000円
子1人+父母等1人		3,500円		500円		▲1,000円
子2人		7,000円		7,000円		2,500円
子2人+父母等1人	222人	7,000円	32人	-		-
子2人+父母等2人		7,000円		-		-
子3人		10,500円		10,500円	5人	6,000円
子3人+父母等1人		-		7,500円		-
子5人		17,500円		-		-
父母等	8人	0円	0	-	15人	▲4,500円

<参考>

(手当額)

	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	
配偶者	一(一)9級以上, 教(一)6級	13,000	10,000	6,500	3,500	(支給しない)
	一(一)8級, 教(一)5級, 医(一)8級	13,000	10,000	6,500	3,500	3,500
	上記以外	13,000	10,000	6,500	6,500	6,500
子	6,500	8,000	10,000	10,000	10,000	
父母等	一(一)9級以上, 教(一)6級	6,500	6,500	6,500	3,500	(支給しない)
	一(一)8級, 教(一)5級, 医(一)8級	6,500	6,500	6,500	3,500	3,500
	上記以外	6,500	6,500	6,500	6,500	6,500

※職員に配偶者がいない場合の扶養親族1人に係る手当額については、H28年度は11,000円、H29年度は子10,000円・父母等0,000円、H30年度以降はこの表の掲げる子又は父母等の額とする。

改正の必要性

人事院勧告において、扶養手当については、社会全体として女性の就労をめぐる状況に大きな変化が生ずる中、配偶者に係る手当をめぐる状況の変化等を踏まえ、配偶者に係る手当額を他の扶養親族に係る手当額と同額まで減額すること、また、子に要する経費の実情や、少子化対策が推進されていることに配慮し、子に係る扶養手当を充実させることとされています。さらに、扶養親族を有することによる生計費の増高の補助という扶養手当の趣旨に鑑み、一定以上の給与水準にある一般職(一)9級以上相当(教育職(一)6級が該当)については子を除く扶養親族に係る扶養手当を支給しないこととし、一般職(一)8級相当(教育職(一)5級及び医職(一)8級が該当)については子を除く扶養親族に係る扶養手当を3,500円としています。本学においても、閣議決定で独立行政法人及び国立大学法人に対して適切な対応を求められていることを踏まえ、他の国立大学法人の動向等を十分に勘案しつつ総合的に検討した結果、人事院勧告に準拠するものです。

表 1

		教授以外				教授				
		人数	現在手当	H32以降手当	H32以降手当月額差額	現在手当	現在手当	H32以降手当	H32以降手当月額差額	
I 配偶者いる場合	配偶者のみ		13000+0	13000	6500+0	6500 ▲ 6500	13000+0	13000	3500+0	3500 ▲ 9500
	配偶者+子1人		=13000+6500	19500	=6500+10000	16500 ▲ 3000	=13000+6500	19500	=3500+10000	13500 ▲ 6000
	配偶者+子2人		=13000+6500+6500	26000	=6500+10000+10000	26500 500	=13000+6500+6500	26000	=3500+10000+10000	23500 ▲ 2500
	配偶者+子3人		=13000+6500+6500+6500	32500	=6500+10000+10000+10000	36500 4000	=13000+6500+6500+6500	32500	=3500+10000+10000+10000	33500 1000
	配偶者+子4人		=13000+6500+6500+6500+6500	39000	=6500+10000+10000+10000+10000	46500 7500	=13000+6500+6500+6500+6500	39000	=3500+10000+10000+10000+10000	43500 4500
	配偶者+父母等1人		=13000+6500	19500	=6500+6500	13000 ▲ 6500	=13000+6500	19500	=3500+3500	7000 ▲ 12500
	配偶者+父母等2人		=13000+6500+6500	26000	=6500+6500+6500	19500 ▲ 6500	=13000+6500+6500	26000	=3500+3500+3500	10500 ▲ 15500
	配偶者+子1人+父母等2人		=13000+6500+6500+6500	32500	=6500+10000+6500+6500	29500 ▲ 3000	=13000+6500+6500+6500	32500	=3500+10000+3500+3500	20500 ▲ 12000
	配偶者+子2人+父母等1人		=13000+6500+6500+6500	32500	=6500+10000+10000+6500	33000 500	=13000+6500+6500+6500	32500	=3500+10000+10000+3500	27000 ▲ 5500
	配偶者+子2人+父母等2人		=13000+6500+6500+6500+6500	39000	=6500+10000+10000+6500+6500	39500 500	=13000+6500+6500+6500+6500	39000	=3500+10000+10000+3500+3500	30500 ▲ 8500
配偶者+子3人+父母等2人		=13000+6500+6500+6500+6500+6500	45500	=6500+10000+10000+10000+6500+6500	49500 4000	=13000+6500+6500+6500+6500+6500	45500	=3500+10000+10000+10000+3500+3500	40500 ▲ 5000	
II 配偶者いない場合	子1人		=6500	6500	=10000	10000 3500	=6500	6500	=10000	10000 3500
	子1人+父母等1人		=6500+6500	13000	=10000+6500	16500 3500	=6500+6500	13000	=10000+3500	13500 500
	子2人		=6500+6500	13000	=10000+10000	20000 7000	=6500+6500	13000	=10000+10000	20000 7000
	子2人+父母等1人		=6500+6500+6500	19500	=10000+10000+6500	26500 7000	=6500+6500+6500	19500	=10000+10000+3500	23500 4000
	子2人+父母等2人		=6500+6500+6500+6500	26000	=10000+10000+6500+6500	33000 7000	=6500+6500+6500+6500	26000	=10000+10000+3500+3500	27000 1000
	子3人		=6500+6500+6500	19500	=10000+10000+10000	30000 10500	=6500+6500+6500	19500	=10000+10000+10000	30000 10500
	子3人+父母等1人		=6500+6500+6500+6500	26000	=10000+10000+10000+6500	49500 23500	=6500+6500+6500+6500	26000	=10000+10000+10000+3500	40500 ▲ 14500
	子5人		=6500+6500+6500+6500+6500	32500	=10000+10000+10000+10000+10000	50000 17500	=6500+6500+6500+6500+6500	32500	=10000+10000+10000+10000+10000	50000 17500
父母等		=6500	6500	=6500	6500 0	=6500	6500	3500	3500 ▲ 3000	
III 配偶者いない場合	子1人		=11000	11000	=10000	10000 ▲ 1000	=11000	11000	=10000	10000 ▲ 1000
	子1人+父母等1人		=11000+6500	17500	=10000+6500	16500 ▲ 1000	=11000+6500	17500	=10000+3500	13500 ▲ 4000
	子2人		=11000+6500	17500	=10000+10000	20000 2500	=11000+6500	17500	=10000+10000	20000 2500
	子2人+父母等1人		=11000+6500+6500	24000	=10000+10000+6500	26500 2500	=11000+6500+6500	24000	=10000+10000+3500	23500 ▲ 500
	子2人+父母等2人		=11000+6500+6500+6500	30500	=10000+10000+6500+6500	33000 2500	=11000+6500+6500+6500	30500	=10000+10000+3500+3500	27000 ▲ 3500
	子3人		=11000+6500+6500	24000	=10000+10000+10000	30000 6000	=11000+6500+6500	24000	=10000+10000+10000	30000 6000
	子3人+父母等1人		=11000+6500+6500+6500	30500	=10000+10000+10000+6500	49500 19000	=11000+6500+6500+6500	30500	=10000+10000+10000+3500	40500 10000
	子5人		=11000+6500+6500+6500+6500	37000	=10000+10000+10000+10000+10000	50000 13000	=11000+6500+6500+6500+6500	37000	=10000+10000+10000+10000+10000	50000 13000
父母等		=11000	11000	=6500	6500 ▲ 4500	=11000	11000	3500	3500 ▲ 7500	